

社団法人 日本図書館協会 図書館学教育部会

会 報 第 99 号

2012 (平成24) 年 4 月 25 日発行 編集・発行 図書館学教育部会

目 次

2011年度 第2回研究集会報告(2011年12月10日(土)開催)	
テーマ: 司書の養成と研修を考える in 愛知	
基調講演「図書館情報学学習の意義と司書資格の意味」 (山本 順一 JLA図書館学教育部会会長、桃山学院大学教授) ……	1
講演「省令科目成立史から考える、図書館員養成教育の課題」 (川原亜希世 JLA図書館学教育部会幹事、近畿大学准教授) ……	4
事例紹介(1)「教材としてのレファレンス協同データベース」 (兼松 芳之 国立国会図書館関西館) ……	7
事例紹介(2)「愛知県における図書館員研修について」 (新海 弘之 愛知県図書館) ……	9
質疑応答 ……	12
参加者の感想 新司書課程にむけて(伊藤 真理) ……	13
2011年度第2回研究集会に参加して(渡邊 恵子) ……	14
参加者のアンケートから ……	15
2012年度総会・第1回研究集会のご案内 ……	16

2011年度 第2回研究集会報告

今回は、1959年5月に第1回部会総会が開催された記念すべき地、愛知県図書館で研究集会を開催することができました。この場を借りて、ご協力下さいました愛知県図書館関係者の皆様に改めて感謝申し上げます。

<基調講演>

図書館情報学学修の意義と 司書資格の意味

山本 順一

(JLA図書館学教育部会会長、桃山学院大学経営学部教授)

1. 就職予備校と化す大学

日本にはピンからキリまで780の大学が存在している。入学後ただちにキャリア科目と称する就職対策授

業を受けはじめ、3年生になると秋からはろくろく正規の授業を受けることなく、大手を振ってシュウカツに突入。大学で少し腰を落ち着けてベンキョーするのは2年とチョット。4年制大学ではなく実質的には短大。このような状況の中で大学が生き残るには大学をあげて就職支援に没頭しなければならない。‘ガテン系’といわれる警察官、消防官、自衛官にターゲットを絞る大学もあれば、理学療法士、管理栄養士や教員、保育士などを目指す大学もある。どうやらマーケットが大きくて、実現可能性の高い進路を探す傾向が強いようである。

2. 多様な資格商品と就職

就職に関しては、どのような効用があるのかは別として、‘資格’信仰がはびこっている。この国で最初の職業資格は、医師と薬剤師とされる（1874（明治6）年）。現在では、約600の資格があるといわれる。多種多様な資格が法律によって定められている。（教員、司書教諭、学芸員、図書館司書、統計官、衛生管理者、管理栄養士などはその一端。臨床心理士や認定心理士などは学会認定資格。）

資格が必ずしも就業を意味しない。特定の資格を得ても、相当の競争率の就職試験を突破しなければその資格が効力を発揮しないものを、任用資格という。法律により、その資格を保有していなければ、その業務に就けないとされていれば、‘就業独占’が保障されていることになり、その資格の価値は高まる。また、その資格を持たないものは、その職業・職位を名乗ることができなければ、‘名称独占’が完成していることになる。

司書課程は、一定の学修の成果が認められれば、図書館法の根拠を持つ国家資格である‘図書館司書’の資格を発給している。しかし、この‘司書’資格については、図書館現場には多数の無資格者の存在を許容し、任用資格でもなければ、名称独占でもなく、就業独占とは無縁の資格とされている。現実には、門戸のほぼ閉ざされているに近い司書採用試験は激烈な競争で、ほとんどの司書課程修了者は司書として勤務することはない（司書課程よりもはるかに市場規模が大きい任用資格を発給する教職課程も、司書課程よりもっと市場規模が狭小な学芸員課程にも程度の差こそあれ、同様の状況が支配している）。それでは、なぜこの屁の突っ張りにもならない司書資格を取得しようとする学生がかくも多く存在し、わたしたち図書館情報学を専攻する教員が配置されている司書課程が繁盛を続けることができているのであろうか。

3. どうして司書課程を履修する気になったの？

2011年度の夏期に開催されたいくつかの司書講習、本務校と非常勤先で担当している司書課程（および司書教諭課程）において、履修学生たちに対して、文章構成力を試す意味も含めて‘どうして司書（教諭）資格を取得しようと思ったの？’という趣旨の設問を単位認定の試験問題のなかに加えておいた。まだ分析検討はしていないのであるが、サンプルとして、大阪のある音楽学部を売り物にする大学に設置された司書課程履修者の声を取りあげてみたい。

多かったのは‘本が好き’‘子どものころから図書

館によく行った’‘高校で図書委員を務めた’であった。就職を意識した回答としては、‘なにか資格がほしかった’‘職業選択の幅が広がると思う’‘図書館員になれるかもしれない’、さらには‘本に囲まれた仕事’‘子どもと一緒にいられる仕事’につけるかもしれない、現実的なところでは‘育児が終われば（非正規で）図書館で働ける’可能性がある、といった回答がなされた。修得される知識とスキルについては、‘すぐれた情報検索ができるようになる’‘PCの利用技術の向上’‘図書館の利用の仕方’がうまくなるはず、という実利をあげる学生もいた。

総じて、司書課程教員以上に、履修学生たちは冷（醒）めている。規模拡大は望めなくても、ペーパーライセンスと知りつつ履修を志望するマーケットは厳然として存在することがわかる。

4. 欺瞞的制度設計と運用（条文中の下線は筆者）

ここで各館種の図書館職員について、関係法がどのように規定しているか、見ることにしたい。公共図書館を規律している図書館法（昭和25年4月30日法律第118号）は、その4条1項に「図書館に置かれる専門的職員を司書及び司書補と称する」と定めている。大学図書館職員については、大学設置基準（昭和31年10月22日文部省令第28号）の38条3項が「（大学）図書館には、その機能を十分に発揮させるために必要な専門的職員その他の専任の職員を置くものとする」と規定している。学校図書館法（昭和28年8月8日法律第185号）の5条は、「学校には、学校図書館の専門的職務を掌らせるため、司書教諭を置かなければならない」とする。国立国会図書館の職員については、国会職員法（昭和22年4月30日法律第85号）の1条3号に「国立国会図書館の館長、副館長、司書、専門調査員、調査員及び参事」が国会職員のメニューのひとつとして掲げられているが、国立国会図書館法（昭和23年2月9日法律第5号）には国会図書館長が政治的任命であることは定められているが、職員の専門性については法律上言及されていない。

国会図書館職員は別として、図書館で働く図書館固有の業務にあたるのは専門性を備えた人材、‘専門家’でなければならないと関係法律は明言している。にもかかわらず、ドシロートの地方公務員、大学事務職員が数多く図書館現場で大きな顔をしているのはどういうことか。かつては、公立図書館の館長には、制度上、司書資格と一定の実務経験が求められていた。ところが、いい加減な人事を行い「この4月に館長になったのですが、ずぶの素人で図書館のことをなにも知りま

せん」とのたまう御仁を充てることで‘規制緩和’だとする声に、ざるだった制度の底がほぼ完全に抜けてしまった（民間企業で、自分の経営している企業の商品、サービスを熟知しないリーダーの存在が社会に通用すると思うのか。日本の公務員制度の質を見事なまでに物語っている。文部科学省がこのようなドシロート館長に対してごく短期の‘新任研修’を行っており、かつて何年かその講師を務めたが空しい思いをしたことがある）。公立図書館の労働力調達の現状を図解すると、おおむね図1のようになるかと思う。大学図書館も人件費の合理化の要請から司書職制を残しているところはほとんどなくなった。

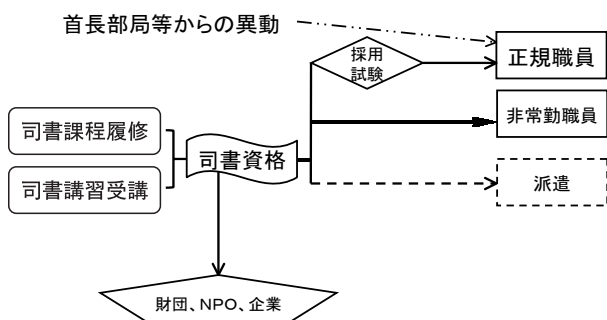


図1 公立図書館の労働力調達の構図

図書館に限らず、あらゆるサービスの質は高度な専門性、熟練をもつ人材によって担保される。マニュアルとデータベースの整備により、一定の学校歴があればどうにかなるものだという、この日本の社会に横溢する薄っぺらな業務観、人材観が絶え間のない大小さまざまな事件と事故を呼ぶ見事な基盤となっている。十分に実用に耐え、高度に発展してゆく柔軟なマニュアルとデータベースを整備するためにも、一定規模の高度な専門性を備えた人材の育成と制度的リカレント教育が不可欠である。

社会が高度に複雑錯綜し、人智未踏の成長点的先端部分をもつ科学技術によって支えられた巨大な社会の分業体制は、学部新卒一斉採用のジョブローテーションで短期間に昇任、昇進させられるジェネラリスト集団と不安定な非正規雇用集団との組合せでは、的確な見通しも持てず、リスクに対する責任もとれず、事故発生時の迅速な指揮、対応も不可能である。特定の分野に特化した専門的知識とスキルをもつ人材を周辺部署、付属機関におくのではなく、応分の責任と権限を与え、専門職としての倫理と科学者としての良心が組織と業務の全体に浸透、反映させられるような仕組みと組織文化に変態することこそ、この日本社会には望

まれているように思われる。

また、性懲りもなく、大風呂敷を広げたが、生涯学習社会の牽引者であることが期待されているライブラリアンについても、そのような文脈から捉えなおされるべきだと思う。法科大学院、会計職大学院、教職大学院と高度分業社会体制の実現を図る専門職大学院の試みがことごとく失敗している国において、学部卒業程度の専門職見習いのような司書資格レベルのことで口角泡を飛ばすかのごとき議論をすることは空しい。図書館労働力マーケットと司書課程の関係を図示すると以下のようなだろう。

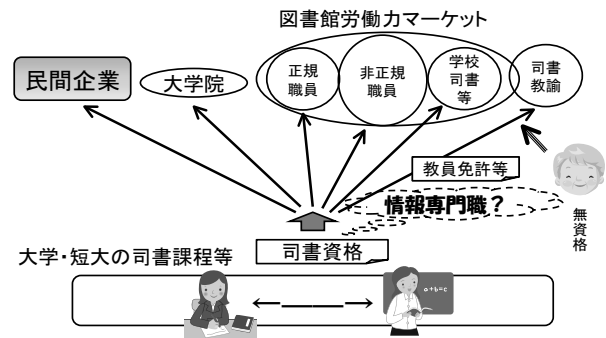


図2 図書館労働力マーケットと司書課程

この講演は、日本図書館協会図書館（情報）学教育部会の部会長として行ったものである。逆説的な言い方になるが、激烈な競争試験をかいぐり、その培った能力に見合わない待遇しか期待できない超優秀なほんのわずかなライブラリアンの養成と同時に、当該人材を採用した組織にとっては、この国の社会には評価されることのない、しかし高度な情報リテラシー能力を備えた、汎用性をもつジェネラリストの外観を備える数多くの潜在的フリーランス・ライブラリアンの育成を目指して、検討を深めることにしたい。

<講演>

省令科目成立史から考える、 図書館員養成教育の課題

川原 亜希世

(JLA図書館学教育部会幹事、近畿大学短期大学部准教授)

1. 省令科目とアメリカの占領政策

現在、日本の図書館員養成教育は、大学の司書課程や司書講習において、文部科学省が定めた省令科目に基づいて行われている。この省令科目は1950年に図書館法施行規則によって定められ、その後、社会の変化に伴い1968年、1996年、2009年に改正された。改正は常に旧省令科目を修正する形がとられたので、内容の断絶は見られない。2009年に改正された新省令科目についてもなお、1950年成立当時の形を留めているといえる。そこで省令科目について理解を深めるために、その成立過程について研究を始め、当時のアメリカの占領政策が、その過程に大きな影響を与えていたことが分かった。

省令科目が成立した当時の日本は、連合軍最高司令官マッカーサーの軍事占領下で民主化が進められていた。GHQ（総司令部）が置かれ、その組織の中にCIE（民間情報教育局）があった。CIEには図書館担当官がおり、図書館界への助言を行っていた。このようなアメリカの指導と支援の下で図書館法は成立し、講習と、大学での科目履修による図書館員養成教育が定められたのである。

しかし、日本には当時のアメリカが意図したものと異なる図書館員養成教育が成立した。それが現在まで続く、省令科目に基づく大学司書課程及び司書講習である。では、アメリカが意図した図書館員養成教育とはどのようなものであり、それはなぜ日本で成立しなかったのだろうか。

2. 省令科目成立まで

1950年4月30日に図書館法が成立し、その第4条・第5条で、図書館に置かれる専門的職員の資格と養成について定められた。司書は講習と大学での科目履修によって養成されることになり、同年9月6日に講習のための省令科目が、図書館法施行規則によって定められた。翌年の1951年7月末に、省令科目のシラバスである『図書館学講義要綱』が刊行され、その1年後に改訂版が出版された。

最初の司書講習は、1951年7月11日に始まった。講

習のシラバスである『要綱』の刊行は、この日に間に合わなかったのであり、そこに当時の混乱がうかがえる。

3. 司書資格付与に関する図書館法案の変遷

図書館法の検討は1946年から始まり、1950年の制定までの約4年間に多くの図書館法案が作られた。その間に司書資格とその付与の条件は変遷した。

1946年の法案では、図書館学校の修了者と司書検定試験合格者への資格付与が提案されていた。図書館学校は、国立中央図書館附属のもの（旧文部省図書館員講習所）と、都道府県立中央図書館附属のものが想定されていた。司書検定試験は、過去に実際行われていたものである（1937-43年に7回実施され、170名が受験、113名が合格）。

ところがアメリカは日本に対し、図書館附属の図書館学校ではなく、大学にライブラリースクールを置いて図書館員を養成するよう求めてきた。1946年の『米国対日教育使節団報告書』をはじめとして、1947年に来日したクラップとブラウン、1948年に来日したダウンズも、大学にライブラリースクールを作り、専門的地位にふさわしい人材を養成すべきであると主張した。CIEは大学基準協会に、図書館員養成に関する検討を要望した。この動きを反映して、1948年2月の時点の法案では、館長の資格・都道府県立中央図書館司書の資格の1つに「大学において図書館学を修めた者」が加えられた。

1949年7月、当時の図書館担当官フェアウェザーが図書館法案の問題点として、現在の職員をこのまま無期限に身分保障することは困難であると指摘した。それまでの法案では、現職者は例外的に身分保障を行うこととしていた。ところがこの指摘により、すべての現職者は図書館員を続けるために、再教育を受けて資格を取得しなければならなくなった。

そこで文部省（旧文部科学省）は、講習会などによって資格を得られるようにする方針を打ち出した。こうして図書館員養成教育の対象に、新人だけでなく現職者が加えられた結果、1950年3月の最終法案において、講習と、大学における科目履修による司書資格の付与が定められた。

つまり司書講習は、当時の公立図書館の現職者（1947年の統計で4,455名）に、速やかに資格を取らせるために設けられた。その猶予は5年間とされ、1950年7月30日現在の現職者に、5年間の暫定資格が与えられた。しかし、図書館法附則第4項の暫定資格者には、公立図書館員だけでなく、私立図書館、国立国会

図書館、大学の附属図書館の職員が含まれていた。当然、司書講習の受講者は、これらの館種にも広がり、その数は当初の予定の約4,500名を大きく上回った。さらにこのような運用によって、司書資格が公共図書館員のための資格であるという点が、最初から曖昧なものになってしまった。

4. 省令科目はどのように定められたのか

1950年4月7日、文部省社会教育施設課長の山室民子は、図書館法案を審議する衆議院文部委員会での答弁で、講習科目は研究中であり、講習のための十分な予算も確保できていないと述べている。それでも同年4月30日に図書館法は制定公布され、9月6日には、省令科目の必修10科目（11単位）、選択10科目（4科目4単位必要）が定められた。

- 必修科目（10科目11単位）
図書館通論 図書館実務 図書選択法 図書目録法 図書分類法 レファレンス・ワーク 図書運用法 図書館対外活動 児童に対する図書館奉仕 視聴覚資料
- 選択科目（甲群）（2科目2単位必要）
学校教育と公共図書館 成人教育と図書館 特殊資料 図書館施設 図書館史
- 選択科目（乙群）（2科目2単位必要）
社会学 社会教育 ジャーナリズム 図書解題及び図書評論 図書及び印刷史

だが当時、省令科目の検討のための場を公に設けたことを示す文献は見つからない。つまり最初の省令科目は、図書館界に科目案が提示され、検討された結果に基づいて決定されたものではなかったのである。では、省令科目はどのように定められたのだろうか。その科目名をもとに調査を行った結果、省令科目は当時の図書館職員養成所の科目をベースに、大学や図書館協会が行っていた図書館学講習の科目や、先に大学基準協会が定めた「図書館員養成課程基準」の科目を参考にして定められたと考えられる。

省令科目の14科目15単位のカリキュラムは、実務経験者を対象とした短期講習用としては、科目数も単位数も少なくない。しかし大学で新人教育のカリキュラムとして用いるには不十分である。なぜなら実務経験のない学生を教育するにはここに、それを補う図書館実習のような科目とその単位数を追加する必要があるからである。

5. 「図書館員養成課程基準」

既述の通り、アメリカは日本に対し、大学にライブラリースクールを作って図書館員を養成することを求めた。CIEの要請を受け、大学基準協会は「図書館員養成課程基準」を作成した。大学基準協会とは戦後の新制大学発足時に、運営基準を大学関係者が自主的に定めることを目的に設立された機関である。この「図書館員養成課程基準」は1949年2月に決定、1950年5月に承認された。

- 必修科目（7科目20単位）
図書館学概論 図書館管理法 目録法及び分類法（和漢書） 同（洋書） 図書選択法（和漢書） 同（洋書） 参考事務 実習・見学及び図書館整理実地
- 選択科目（例示・単位数なし）
公共図書館の諸問題 成人教育と公共図書館 読書相談 図書館宣伝法 児童図書館 農村図書館並びに地域図書館制 学校図書館 大学図書館管理法 特殊図書館の諸問題 図書及び印刷の歴史 図書館史 英語（特に図書館学に関するもの）

「図書館員養成課程基準」は、必修7科目（20単位）、選択12科目（単位数未定）から成り、四年制大学で4年次か、3・4年次に履修させることを想定していた。必修科目には実務経験を補うための「実習・見学及び図書館整理実地」が含まれ、さらに選択科目によって公共図書館員以外の館種の図書館員の養成にも対応できるように作られていた。

6. 『図書館学講義要綱』と指導者講習会

司書講習開始に先だって、第1回指導者講習会が1951年6月11日から7月31日に、東京大学図書館で開かれた。当時の府県立図書館長、大学図書館係長級司書など、61名が集められ、15組に分けられて、講習科目15コースのシラバスを作成した。会場となった東京大学図書館には、ロックフェラー財団寄贈の図書館関係図書、主として最近10年間に出版された約150点があり、それらも用いてシラバスは作成され、『図書館学講義要綱』の名で1951年7月末に刊行された。

第2回指導者講習会は、1951年7月23日から8月31日に慶應義塾大学Japan Library Schoolで開かれた。受講者101名はJLSのアメリカ人講師の指導の下、4班に分かれてワークショップを持った。JLSには、アメリカ人講師たちが開校のために集めた資料が約6,000

点あり、これらが活用された。

第3回指導者講習会は1951年9月17日から2か月間、慶應義塾大学工業図書館で開かれた。第1回指導者講習会で作成したシラバスの検討会という形で44名が参加した。

1952年2月4日～6日に、国立博物館講堂において、文部省主催の改訂委員会が開かれた。第1回指導者講習会の出席者を中心に、第2回、第3回指導者講習会の出席者の一部と図書館界の有識経験者若干を加えた約80名が参加した。『図書館学講義要綱』の改訂版は、1952年7月に刊行された。

ここまでの日程を見ると1951年の夏に、シラバスである『図書館学講義要綱』の作成、指導者の養成、司書講習の開始がほぼ同時に行われている。文部省は5年間で現職者の再教育を終えるために、省令科目のシラバスを短期間で仕上げ、その作業を通じて指導者を養成し、慌ただしく司書講習を開始したのである。

7. 省令科目成立時から始まった図書館員養成教育の課題

司書講習は1951年に始まった。最初の3年間の受講者の半数以上が公立図書館以外の館種の職員だった。暫定資格の期限である5年間で、7,413名（講習6,234名、養成所・大学1,179名）が資格を得たが、1,804名（24%）しか公共図書館に残らなかった。その結果、公共図書館の有資格者数は1,362名の不足とされ、講習は続けられた。それに伴って省令科目も生き延びた。図書館法成立当時、司書講習は現職者の身分保障のために、期間限定で設けられたはずだった。それが60年間続けられ、その省令科目とともに現在まで生き延びた。

一方、日本の大学は省令科目を流用した司書課程を設けて、図書館員の養成を始めた。これは、図書館法施行規則附則第3項（大学で図書館に関する科目で単位を取得した者が、司書講習を受けるときにはこれを講習科目の単位取得として認めることができた）を「大学における図書館に関する科目＝司書講習科目（省令科目）」となる根拠として使ったものである。

アメリカの占領政策は日本の大学に、大学基準協会の定めた「図書館員養成課程基準」（1954年に「図書館学教育基準」（38単位）となった）に沿って、大学のカリキュラムのなかで図書館員の養成を行うことを求めていた。このカリキュラムは大学での新人教育用に作られたものだった。しかも省令科目とは異なり、直接、国のコントロールを受けることはないように考えられていた。にもかかわらず、日本において、この「図書館員養成課程基準」をもとに、図書館学部・学

科を設けた大学はほとんどなかった。多くの大学は司書課程を設け、国が定めた省令科目に基づく教育を始めたのである。

おそらく当時の大学関係者は、国が定めた省令科目を修めた者に司書という国家資格を授与するほうが、理にかなっていると考えたのだろう。それに加え、図書館員養成教育のために独自のカリキュラムを用意できる教員がいる大学はほとんどなく、国が定めた省令科目から始めるしかなかったのではないかと考えている。

しかし日本の図書館員養成教育において、司書講習が続けられたこと、大学が省令科目を流用して司書課程を設けたことの2点が、省令科目成立当時のアメリカの意図に反していたことは明らかである。省令科目と司書講習は現職者の再教育終了後に廃止され、大学は国から直接指導を受けることなく、独自のカリキュラムで図書館員養成教育を行い、専門的地位にふさわしい人材を養成するようになると考えていたに違いない。

今回の2009年の改正で、新省令科目は講習科目ではなく、大学における科目履修のための科目として定められた。図書館員養成教育の中心が、講習による現職者教育から、大学における新人教育に移り、ようやく大学司書課程は講習科目を流用しなくてもよくなったのである。大学における新人教育のカリキュラムとして、この新省令科目の選択科目には、実務経験を補う「図書館実習」が加えられた。なお選択科目は特論3科目を含む7科目となり（うち2科目以上の単位修得が必要）、科目の選択や特論科目の内容で、大学が従来に比べ独自性を出せるようになった。以上の3点が省令科目成立史の視点から見た、新省令科目の特徴である。大学司書課程はこの新省令科目に沿ったカリキュラムを作成し、文部科学省の確認を受けたうえで、修了者に司書資格を出すことになった。

2012年度、新省令科目による図書館員養成教育が始まる。各大学はどのようなカリキュラムで独自性を出し、それが次の省令科目の改正にいかなる影響を与えることになるだろうか。各大学の挑戦が、図書館員養成教育における大学の自主性を広げるきっかけになるに違いない。

注

この講演は川原・松崎の「省令科目の成立に影響を与えた諸要因について」（『図書館界』63（2），2011.7，p.148-155）に基づくものであり、詳細はそちらで確認していただきたい。

<事例紹介 (1)>

教材としての レファレンス協同データベース

兼松 芳之

(国立国会図書館関西館図書館協力課)

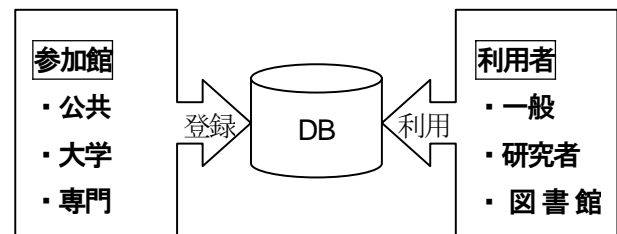
1. レファレンス協同データベースとは

「銭形平次の使った銭を見たい。」「アリの巣は雨の日にどうなるか?」「プーさんの誕生日はいつ?」「終身雇用に関する本はあるか?」……日々図書館に寄せられる利用者からの質問に図書館員が挑み、調べ、答える。レファレンスサービスの過程と成果とノウハウを蓄積した図書館員の知識データベース、それが「レファレンス協同データベース」である。

レベルを設定できるようになっている。

- ・自館のみ参照（入力した館だけしか見られない）
- ・参加館公開（参加館なら見られる）
- ・一般公開（インターネットで誰でも見られる）

レファレンス協同データベースのデータは、図書館員が実際に調査を行って回答した情報に基づいて作られている。それゆえ、データに「回答プロセス」や「調べ方」等のエントリがあり、情報源や典拠を示すようになっている点が、一般的な集合知系サイトと一線を画している。



システム的には、前述の4種類3レベルのデータを格納管理するデータベースを核に、一般公開されているデータを検索できる「一般用システム」と、参加館の図書館員が使う管理機能を中心とした「参加館用システム」（要ログイン）で構成されている。データベースへの各種データの登録は参加館用システムを使って参加館自らが行き、「一般公開」レベルに設定されたデータは一般用システムで利用者に提供される。

このようなアーキテクチャを持ったレファレンス協同データベースは、「事業に参加する各図書館のレファレンス事例等を預託する業務用データベース」としての側面も持っている。

<http://crd.ndl.go.jp/>

平成14年度に実験事業としてスタートしたレファレンス協同データベースは、システム構築や試験公開を経た後、平成16年度にインターネットで一般公開され、現在に至っている。平成24年1月時点で全国の公共図書館・大学図書館・専門図書館のうち561館が「参加館」となっており、参加館によって登録されたデータは約8万件、データベースへのアクセスは1カ月平均で65万件以上ある。

レファレンス協同データベースで検索できるデータには次の4種類がある。

- ・レファレンス事例（質問・回答の記録）
- ・調べ方マニュアル（特定テーマの調べ方）
- ・特別コレクション（参加館のコレクション情報）
- ・参加館プロフィール（参加館の各種情報）

また、登録されたデータは1件ずつ次の3つの公開

2. レファレンス協同データベースの研修事例

国立国会図書館では、レファレンス協同データベースを展開する事業の一環として積極的に研修を実施している。主な研修としては、担当図書館員向けの「レファレンス協同データベース担当者研修」（平成17年度は関西で、以後毎年度東京で1回、関西で1回実施）と、研修を必要とする各地の図書館に事務局の担当者が赴いて実施する派遣型研修が中心である。

その他、レファレンス協同データベース参加館の職員による公共図書館員向けの研修、大学図書館スタッフによるレファレンス担当者向けの研修、各図書館の新人担当者育成メニューの中にレファレンス協同データベースの実習を組み込んだ研修など、レファレンス協同データベースに関わる図書館員や関係者が主体となって多くの研修が行われている。

3. 教材としてのレファレンス協同データベース

事例としては専ら図書館員を対象とした研修が目立つが、レファレンス協同データベースを「現役図書館員の調査事例とノウハウを蓄積した教材」として捉えると、図書館学教育の場において次のような活用方法が考えられる。

<講義>

- 検索利用
- サービス・システム・事業の説明
- レファレンス事例・調べ方マニュアルの優良事例／未解決事例
- 図書館員の調査プロセスの分析
- 回答作成のガイドライン
- 回答の分類
- 参考文献

<演習>

- レファレンス事例にある質問に対する学生の回答と、図書館員の調査プロセスの比較
- 登録データ数を増やす方法の検討
- 登録済み事例・マニュアルのリファイン
- 研修環境の活用
 - ▷ レファレンスサービスの記録の練習
 - ▷ ロールプレイによるレファレンス対応
 - ▷ 事例の評価とコメント付与

<実習>

- 実習館で実際のレファレンス協同データベース業務に携わってみる
 - ▷ レファレンス事例の入力・作成
 - ▷ コメント付与
- 研修環境の活用
- グループによる調べ方マニュアルの作成
- 未解決事例の解決方法の検討

<カリキュラム科目別>

科目名	活用法
図書館サービス概論	• サービス全般の説明
情報サービス論	• サービス・システム・事業の説明 • レファレンス事例・調べ方マニュアルの紹介 • 教育面での活用方法の説明
児童サービス論	• サービス説明 • 児童向けレファレンス事例の紹介

情報サービス演習	• レファレンス事例・調べ方マニュアルの紹介 • 事例・マニュアル作成演習
図書館情報資源概論	• 地域資料及び行政資料に係るレファレンス事例・マニュアル・特殊コレクションの紹介
図書館基礎特論	• 検索利用
図書館サービス特論	• 検索と回答 • 研修環境を使った演習
図書館情報資源特論	• 特殊コレクションの活用
図書館総合演習	• 研修環境を使った演習
図書館実習	• 現場でのデータ登録など

4. 研修環境の利用方法

レファレンス協同データベースには「研修環境」が用意されている。実際に参加館の図書館員が使うのと同じように、データの登録・修正・管理・コメント付与などの機能を（サービスに影響を与えない形で）使えるため、演習などで安心して利用できる。

この「研修環境」を使うには、レファレンス協同データベースのアカウントが必要となる（「研修環境の利用について」のページ（<https://crd.ndl.go.jp/jp/library/kenshu.html>）から申請可能）。アカウント入手後、「研修環境ログイン画面」から研修環境に入れば、図書館員と同じようにレファレンス協同データベースを利用することができる。

5. おわりに

現役図書館員の教育にも使われるレファレンス協同データベースは、司書育成教材としても活用可能である。「研修環境」を使えば、本物の図書館員とほぼ同じ環境で、よりリアルな演習・実習を行う事ができる。さらにデータマイニングやコンテンツ分析、APIなど情報技術系教育への応用も期待できる。

レファレンスライブラリアンが本物の情報と知識を蓄積した「レファレンス協同データベース」を、是非とも多くの教育・研修の場でご活用頂きたい。

<事例紹介 (2)>

愛知県における図書館員研修について — 愛知図書館協会の研修を中心に —

新海 弘之 (愛知県図書館)

1. 愛知図書館協会の概要

愛知図書館協会(以下「協会」)は1950(昭和25)年5月3日図書館法の公布(昭和25年4月)を機に発足し、当初の事務局は愛知県立中央図書館(愛知県教育文化研究所(旧昭和塾堂)内(名古屋市千種区))におかれた。

設立当初の活動は、会報の発行、読書週間のポスター配布、図書館法の説明会、職員の講習会、定期出版物コンテスト、懸賞論文の募集、学校図書館への司書教諭設置の陳情、読后感想文の募集などを行っていた。

1959(昭和34)年に事務局が愛知県文化会館図書部(名古屋市東区)へ、1991(平成3)年には愛知芸術文化センター愛知県図書館(名古屋市中区)内へと移転し、前後60年以上にわたって活動を行っている。

この間の大きな転換点としては2002(平成14)年、学校図書館研究会(愛知県・名古屋市)の独立をもって学校図書館部門が廃止され、それを契機として事業内容の重点を図書館職員研修へ移している。

2. 愛知図書館協会研修組織

研修委員会を設置し、研修事業の企画・実施をしている。研修委員は県立1名、市町村立3名、大学1名、専門1名、事務局1名で構成され、館種を超え、より普遍性のある研修事業を企画すべく努力している。なお、委員会の下部組織として児童サービス研修実行委員会を置き、児童サービス研修の企画・実施を行っている。

3. 愛知図書館協会の平成23年度研修事業

以下、平成23年度の研修事業を紹介し、協会の研修事業の現状および課題について報告する。

(1) 児童サービス研修

【児童サービス研修】20名 会場：第1～3回は愛知県図書館、第4回は名古屋市鶴舞中央図書館

回・日	時間	科目(内容)	講師(敬称略)
第1回 6月23日 (木)	10:30 ～ 12:00	オリエンテーション	児童サービス研修実行委員、 講師、事務局
	13:00 ～ 13:30	児童図書室見学	児童サービス研修実行委員、 事務局
	14:00 ～ 16:00	【公開講座】 「児童サービスで何ができるか —子どもの育ちを支援するために—」	辰巳(松本)なお子 (愛知大学等非常勤講師)

第2回 7月13日 (水)	10:30 ～ 12:30	乳幼児サービス・わらべうた	山口 陽子 (元美和町図書館)
	13:30 ～ 17:00	絵本について	近藤 洋子 (愛知淑徳大学非常勤講師)
第3回 9月7日 (水)	10:30 ～ 12:30	絵本の読み聞かせ	山田 肇子(愛知県図書館) 児玉 陽子(名古屋市東区図書館)
	13:30 ～ 16:30	児童図書資料概論	飯田 治代 (東海学院大学短期大学部 非常勤講師)
第4回 10月13日 (木)	10:10 ～ 14:00	おはなし会をやってみよう (おはなし会プログラムの 作成と実演)	神谷美恵子 (安城市中央図書館)
	14:20 ～ 16:40	ストーリーテリング・ブック トーク	大島由美子 (名古屋市千種図書館) 秋山 恵子 (名古屋市鶴舞中央図書館)
	15:50 ～ 16:30	反省会	児童サービス研修実行委員

児童サービス研修はプログラムのように実習を含めた4日間の日程で構成され、最終日には総まとめの意味で保育園児を招き、「おはなし会」を実施している。

募集人数20名に対し最近の受講希望倍率は1.4倍。その内司書有資格者は70%強だが、ここ3年の希望者の平均図書館勤務経験年数は12ヶ月と、児童サービス以前に図書館勤務初心者が大部分であり、非常勤職員の割合は40%強である。なお、公開講座の23年度参加者は94名である。

(2) レファレンスサービス研修

【レファレンスサービス研修】24名 会場：愛知県図書館

回・日	時間	科目(内容)	講師(敬称略)
第1回 9月29日 (木)	10:30 ～ 11:00	オリエンテーション	(事務局)
	11:00 ～ 12:40	レファレンス概論	高木 聖史 (名古屋市鶴舞中央図書館)
	14:00 ～ 16:00	レファレンス・プロセス評価	齊藤 誠一 (千葉経済大学短期大学部)
第2回 10月26日 (水)	10:30 ～ 12:30	演習 文献(事柄)のレファ レンス	安田 聡 (豊田市中央図書館)
	14:00 ～ 16:00	【公開講座】 リーガル・リサーチ	いしかわまりこ (筑波大学法科大学院)
第3回 11月9日 (水)	10:30 ～ 12:30	演習 地域資料のレファレ ンス	阪野 康弘 (愛知県図書館)
	14:00 ～ 16:00	インターネットを活用した レファレンス	伊藤 民雄 (実践女子学園情報センター)
第4回 12月15日 (木)	10:30 ～ 12:30	演習 医学健康情報のレファ レンス	市川美智子 (愛知医科大学情報センター)
	13:30 ～ 16:00	レファレンス・ツールの評価	吉田 昭子 (東京都立中央図書館)
	16:10 ～ 17:00	情報交換会	(愛知県図書館)

レファレンスサービス研修も4日間の日程で構成している。事前課題を中心とした演習形式で実践的な内容となるよう、講師と綿密な打合せを行いつつ研修を進めている。公共図書館だけでなく、大学・専門図書館からの受講希望者も多いため、館種を超えて応用の利くよう課題も工夫されている。また、研修の最後に情報交換会を設定し、好評である。

募集人数24名に対し最近の受講希望倍率は1.1倍弱で児童サービス研修より競争率は低いが、司書有資格者は85%強、平均図書館勤務経験年数も26ヶ月と、児童サービス研修の次のステップといった色彩がみられる。非常勤職員の割合はやはり40%強である。公開講座はステップアップの意味もあり、連続講座よりは専門性の高いレファレンスに対応できるようなプログラムとしている。23年度参加者は88名である。

(3) 広報研修

【広報研修】 20名 会場：愛知県図書館 講師：伊藤 勇吉氏（アートディレクター）

回・日	時間	内 容
2月2日 (木)	13:30~14:30	講義（デザインの考え方）
	14:40~16:00	事前課題の講評・アドバイス
	16:00~16:30	質疑応答

広報研修は2008（平成20）年度から開始した一番新しい研修で、アートディレクター伊藤勇吉氏による研修としては今年度で3回目となる。日程は1日である。

研修はデザインの基礎講義と図書館のイベントチラシ等の実作を課題とし、その講評で構成している。

募集人数20名に対する受講希望倍率は約2倍で、協会が主催する研修では最も競争率が高い。司書有資格者は80%、平均図書館勤務経験年数も88ヶ月であり、プログラムの新鮮さが現れている。非常勤職員の割合はやはり40%程度である。

(4) IT研修

【IT研修】 講師・会場協力：愛知淑徳大学

前期

第1日目 9月1日(木) 初級 ネットワークの仕組みを理解する（前期20名）

時間	時間	主 な 内 容
10:50 ~ 11:10		オリエンテーション
11:10 ~ 12:40	講義	インターネットの仕組み インターネット、通信速度、プロトコル（OSI参照モデル、TCP/IP）、クライアント/サーバ
12:40 ~ 13:30		休 憩（昼食）
13:30 ~ 15:00	講義	LANの理解 LAN、ハブ、Ethernet、パケット交換、ルーティング、デフォルトゲートウェイ、IPアドレス、MACアドレス
15:00 ~ 15:10		休 憩
15:10 ~ 16:40	実習	ネットワークの実践とコマンド ハブとルータ、コマンド（ping, ip config, tracert, netstat, ARP, nslookup）

第2日目 9月2日(金) 初級 HTMLでホームページを作成する（後期25名）

時間	時間	主 な 内 容
10:50 ~ 11:10		2日目 ガイダンス
11:10 ~ 12:40	講義 実習	ホームページの仕組み HTMLタグの基本形、構造タグ、タイトル、文字色、改行、水平線
12:40 ~ 13:30		休 憩（昼食）
13:30 ~ 15:00	実習	HTMLプログラミング(1) 画像のタグ、動画のタグ、ハイパーリンク設定

15:00 ~ 15:10		休 憩	
15:10 ~ 16:40	実習	HTMLプログラミング(2)	テーブルの作成、フレームの作成

後期

第3日目 3月1日(木) 中級 IPアドレスの理解とセキュリティ対策

時間	時間	主 な 内 容（予定）
10:50 ~ 11:10		オリエンテーション
11:10 ~ 12:40	講義	IPアドレスの理解 10進数と2進数、IPアドレスの仕組み、IPアドレスのクラス
12:40 ~ 13:30		休 憩（昼食）
13:30 ~ 15:00	講義	サブネット サブネットマスク
15:00 ~ 15:10		休 憩
15:10 ~ 16:40	講義	セキュリティ対策 ファイアウォール、DoS攻撃、コンピュータウイルス、bot（ボット）

第4日目 3月2日(金) 中級 Webアプリケーションの仕組みを理解する

時間	時間	主 な 内 容（予定）
10:50 ~ 11:10		2日目 ガイダンス
11:10 ~ 12:40	講義 実習	Webアプリケーション 1APサーバ、JSP (Java Server Pages)
12:40 ~ 13:30		休 憩（昼食）
13:30 ~ 15:00	講義 実習	データベースの操作 RDBMS、SQL
15:00 ~ 15:10		休 憩
15:10 ~ 16:40	講義 実習	総 括 図書館におけるIT技術の活用

【受講実績】

講師・会場協力：愛知淑徳大学

【平成14年度からの研修受講者の延べ人数】

年度	レファレンス研修		児童サービス研修		IT研修		著作権 研 修	広報研修	合 計
	連続講座	公開講座	連続講座	公開講座	連続講座	公開講座			
2002	20	-	20	102	20	48	-	-	210
2003	24	66	20	*145	22	50	-	-	327
2004	24	76	20	*203	25	24	-	-	372
2005	24	84	20	*164	20	-	20	-	332
2006	24	72	20	75	20	-	20	-	231
2007	24	*163	20	122	20	* 48	70	-	397
2008	24	*192	20	118	20	-	-	15	389
2009	24	96	20	115	20	-	-	20	295
2010	24	*134	20	99	20	-	-	20	317
計	212	883	180	1143	187	170	70	40	2870

IT研修は会場・講師とも愛知淑徳大学人間情報学部の全面的な協力により、2日間（平成23年度は4日間）の日程で実施している。実際にコンピュータ実習のできる会場なので、実践的と、毎年好評である。

内容は初級者レベルをターゲットとしていたが、2005（平成17）年度に一度中級編を企画している。その後も中級編開講の要望はあったが、需給バランスの観点から実施できなかった。しかし、今年度に、愛知淑徳大学人間情報学部から促される形で、前後期4日間

(後期2日を中級編)制に拡大し実施することになった。

実績としては、募集人数24名に対し最近の受講希望倍率は1.3倍。司書有資格者は76%強、平均図書館勤務経験年数も48ヶ月と、レファレンスと広報研修の間といったところである。非常勤職員の割合は26%であり、他の研修に比べ若干正規職員の比率が高い。

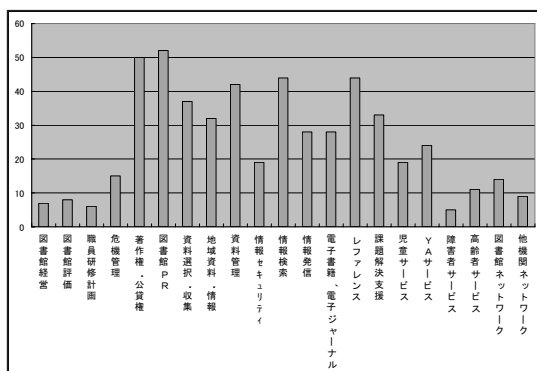
最も特徴的なのは、大学図書館員の受講希望者の比率で30%強である。レファレンス研修が近年伸びてやっと25%に届くか、といった程度であるから、協会の施設会員の構成からみてもその需要の特性は顕著である。

4. 受講者アンケートから

以下に、平成14年度からの協会研修受講実績および平成22年度レファレンス研修公開講座で行ったアンケートから研修テーマについての結果を掲げる。

【受講者アンケートから】(平成22年度レファレンス研修公開講座での調査)

研修テーマの希望(複数回答可)



研修参加者の希望としては、現場ですぐに活かせる「著作権」「資料補修」等の希望が高い。これは過去において実施した実績はあるが、最近では行っていないものである。協会の限られた予算の中で実施するため、複数年にわたる研修ローテーションの検討が必要であり、他機関主催の研修との調整も必要である。

こうした、現場におけるテクニカルな研修需要に対し、「図書館経営」「ネットワーク」といった図書館のあり方にかかわるコンセプト系の研修についてはほとんど希望がない。また、障害者サービス、高齢者サービスといった新規に属するサービスも同様に希望が少なかった。やっとYAサービスへの萌芽が見られると行ったところである。22年度の調査ということで電子書籍についてはそれほどでもない。23年度の調査であればもう少し違う結果がでていたであろう。

「研修に参加するにあたって最もネックになっていることは？」という問いに対して、「出張旅費」よりも「現場の勤務の調整」をあげる回答が多かった。

このような限られた調査から、図書館現場の余裕の

なさが単に人員の配置や日常業務の繁忙さといった形而下の問題以上に、図書館現場の形而上の閉塞感が感じられるといえ、言い過ぎであろうか。

5. 平成23年度愛知県公立図書館長協議会図書館職員研修

愛知県図書館内に事務局がある図書館団体としては愛知県公立図書館長協議会(以下「協議会」)がある。

協議会にも研修予算が計上されており、公開講座方式の研修会を年4回実施し、YA連絡会総会がYA関係の研修会としての機能を持つ。年4回の研修の内1回を協会との共催(例年第2回:協会児童研修公開講座)として開催するが、他の3回は協議会単独主催事業として、第1回は図書館新任職員を対象とした研修、他の2回は協会の研修を補完するかたちで、時宜にかなったテーマを設定し開催している。協議会主催研修は東海地区図書館協議会との申し合わせにより同協議会加盟館(岐阜・三重・静岡県対象)にも公開している。

6. その他の研修事業

県内図書館を対象とした定期的な研修事業として、東海北陸地区対象

- ・図書館地区別研修(東海北陸地区)(文部科学省、県・指定都市教育委員会主催)
- ・東海北陸地区公共図書館研究集会(東海北陸地区公共図書館協議会、県・指定都市立図書館主催)
- ・日本図書館協会地方講習会(県立図書館主催、日本図書館協会共催)

県内地域関係

- ・尾張部公共図書館連絡協議会・定例会
- ・三河公立図書館協議会・研修会

がある。

こうした研修に加え、近年では岐阜県、三重県の県立図書館や図書館団体等主催の研修会が越境参加を認める機会も増えており、愛知県図書館がエポックな話題についての館内研修を不定期に公開することがある。

7. まとめ — 今後の課題 —

現在、愛知県内で司書を専門職として定期採用している自治体は名古屋市のみ。指定管理者導入館は現在9館で、今後さらに増える傾向にある。さらに県内公共図書館における専任職員と非専任職員の割合は1:2である。県内公共図書館における職員の定着 — その善し悪しは別として — は危機的な状況であり、技能の継承やOJTの実効性等も同様といっている。

ステップアップ研修の要望がアンケート等で寄せら

質疑応答

(敬称略)

司会：大谷康晴

れるが、このような状況で果たして有効に成立しうるのか？形式的に考えれば数年に一度中級向け研修を企画すればよいようだが、その数年のうちに初級受講者は転勤するか、契約が切れるか、指定管理者ごとラジカルに入れ替わってしまうか、そんな可能性がちらつく。必然的に需給バランスから初心者向けの研修を重視せざるを得ないのが現状である。

その一方で、「図書館経営」「図書館のあり方」「今後の図書館」といったコンセプト系研修はアンケートの結果だけを見れば需要の点で不安が残る。また、講演形式よりはゼミ形式のほうが研修として有効と考えられるが実施のためのハードルは高い。

ところで、連続講座の受講生アンケートでよく聞かれる感想に「館種を超えた交流ができた」「他館の人と問題の共有ができた」という声がある。ある業務について、問題を共有できる職員が館内にはなく他館にしか存在しない、そんな場面が増えつつあるようである。今、公共図書館のサービス部門である程度の自立性があり、複数の職員の配置が想定され、体系的なOJTが確保される可能性があるのは、児童サービス部門だけではないか。

研修をきっかけとして、うまれた交流を一時的なものにとどめず、なんとか継続性のあるものにしてゆくことはできないか。研修修了後のフォローアップの観点からもこうした要望を要望のまま終わらせない努力が必要である。このためのプラットフォームはテクニカル系研修のフォロー以上に、コンセプト系研修一むしろ「研究会」といったほうがいいかーに有効ではないか。他県ではこのようなプラットフォームが実働している例は珍しくない。ただ、SNS的なプラットフォームはある程度オフィシャルな裏づけがなければ勤務時間中に使いにくいし、館、あるいは自治体のセキュリティポリシー等によってアクセスさえできない場合もある。そうした、制度的、技術的な問題の解決とともに、そうした集合の発生を醸成するような仕掛け作りも必要である。

こうしたプラットフォームが健全に運営されるためには、「研究会」等の自主性を尊重しつつ、緩やかな使用条件と何らかの助成、正当な評価としかるべき発表の場、そうした準備が必要である。そのためには、事業主体の条件やIT技術等から、今後、愛知県図書館とのさらなる協力体制の構築が必要である。また、地方では図書館員の層の厚さのみならず、研修の講師の面でも首都圏に比べ著しく不利である。その点日本図書館協会等の協力もまた不可欠である。こうした諸条件を勘案しつつ今後の研修事業の可能性を探ってゆきたいと考えている。

渡辺信一（元・同志社大学）：教員免許は小・中・高で分かれている。司書教諭、学校司書も校種別の資格が考えられるべきではないか。その検討を教育委員会でももらいたい。

山本順一（桃山学院大学）：仕組みとして整っているわけではないが、現実にはそれが機能している部分もある。高校の学校司書については、県立図書館で司書職採用をしてから学校図書館に配置する例や、大阪府や北海道のように理科や技術家庭の実験助手を使う例がある。その他の校種も含めて議論する価値はあると思う。

渡辺：以前から主張していることだが、司書資格科目の中に学校図書館関係の科目を組み込めないだろうか。

山本：公共図書館を対象としている図書館法を基盤にした司書資格で、文部科学省の局をまたぐような仕組みを作るのは難しいのではないか。

「図書館概論」や「図書館（制度）経営論」等の科目において、館種としての学校図書館や専門的職員である司書教諭や学校司書についてはこれまでも論じられてきたであろうし、これからも論じられるはずである。新しいカリキュラムのもとで、選択科目として、「公共図書館と学校教育、学校図書館の連携・協働」を内容とする科目は、当該大学の見識で設置することはできるはずである。

大谷康晴（日本女子大学）：兼松氏に対して、レファレンス協同データベースに登録されているもののうち公開されているものについて、何か基準はあるか、との質問が寄せられている。

兼松芳之（国立国会図書館関西館）：緩やかなガイドラインを冊子の形で提供している。ただし、質問者のプライバシー保護については厳格に運用している。細部は各館に委ねられている。

大谷：お二人から同じ質問である。レファレンス協同データベースで提供されている研修用サービスを大学等の教育で利用する場合、ID、パスワードは履修者分発行可能か。また期限はどうか。

兼松：履修者分発行することも可能であるし、同じID、パスワードをクラスで共有して利用することも可能である。ただし、IDが大量に必要な場合はあらかじめご相談頂きたい。また、期間を限定する

ことも、継続することもできる。

大谷：次の質問は、研修に利用する際に、遠隔教材があるかどうか、である。

兼松：要望はあるが、現時点では遠隔教材はない。

大谷：今後の課題として、在日外国人への対応も念頭に置いて、OCLCのようなところとの連携の可能性はあるか。

兼松：今のところない。システムが異なるため、データを交換する仕組みがない。save MLAKの「だれでも・どこでもQ&A図書館」はレファレンス協同データベースのサポーター有志が発起人となって立ち上げたもので、これを通じて、どこからでも質問を受けられるようにはなっているが、震災向けの暫定的なもの。レファレンス協同データベースとは直接的に関与していない。また国立国会図書館自体、外国の方からの英語での質問も受けている。アジア系の言語であれば、関西館のアジア情報課が早いかもしれない。

大谷：レファレンス協同データベースの統計データで、計量分析的なものとしては何があるか。

兼松：参加館数、コンテンツの登録数、アクセス数などがある。それ以上の詳細な分析は、現在内部で進めているところである。

大谷：新海氏への質問である。2008年に図書館法に研修努力義務が規定されたが、それ以前と以後で研修に関して変化したことはあるか。

新海弘之（愛知県図書館）：特にデータには出てきていない。特段の意識もしていない。

大谷：ステップアップ研修については、職員の異動が多いと難しいのではないか。

新海：愛知県内で司書職制度をとっているのは名古屋市のみであり、その他では担当者が定着するのは難しい。現場からの需要もステップアップ研修に対しては少なく、悩ましいところである。

大谷：ちなみに国立教育政策研究所の図書館司書専門講座も受講者は漸減傾向と聞いている。広報研修のプログラムに図書館のウェブサイトデザインも含まれているのか。

新海：広報研修は3年目を迎えたが、IT研修のようにコンピュータを使って行うものではない。事前課題としてWordでチラシを作成してもらい、それを材料としてデザイン面について学ぶ。ただし、ウェブにも応用可能であると考えている。また、IT研修の中でも、少し触れている。

大谷：図書館だよりやページ数の多い冊子のようなものについても取り扱っているか。

新海：時間的な制約もあるので、基本的にはA4の一枚ものである。

大谷：研修に参加する図書館員が所属している図書館の規模はどの程度か。

新海：規模には関係ないのではないかと感じる。館や職員の考え方に依拠するところが大きいのではないかと感じている。

大谷：新教育課程科目の担当者の要件についてはどの程度検討したのか、どの程度チェックされるのか、という質問があった。これについては関係者の一人としてお答えすると、当時この点についてはあまり検討していなかったように思う。特に地方の状況を考慮すると、少なくとも厳格にしようという検討はなかった。今回の文部科学省に提出する書式を見ても、学芸員と共用の部分があるので、かなり緩やかで、実践的なものに配慮したものになっているように思う。

前川和子（大阪大谷大学）：新海さんにお尋ねしたい。愛知県では愛知図書館協会が研修を企画・実施されているが、こうした組織は全国にあるのか。

浦部幹資（愛知県図書館）：ほとんどの都道府県で、日本図書館協会からの補助を受けて何らかの研修を実施していると思う。レベルは様々であろう。

大谷：全国的にみれば、愛知県の研修は回数的には十分な数を提供されているように思う。今後はよりいっそう内容の深化を検討する段階ではないか。

以上

（文責：村上泰子）

新司書課程にむけて

伊藤 真理

(愛知淑徳大学人間情報学部)

本稿が出る頃は、新年度の授業準備を目前に、文部科学省への申請を終えてホッと一息つかれている方も多いのではないだろうか。2011年の締めくくりとして名古屋で開催された本研究集会は、新省令科目による司書課程を開講するにあたり、再度司書資格の意味を確認し、養成について考える良い機会であった。

前半の講演では、法的な観点、図書館のマーケティングの問題とともに、省令科目成立の歴史的観点から、司書養成課程を眺めることができ、大学教育の中でこれからどのように位置づけていくべきかを検討する上で大変参考になった。これまでの司書養成課程の経緯を知ることによって、司書に対する館種の制約や、大学での省令科目の取り扱い方について理解することができた。

資格取得と就業の不一致という短期的に解決できない問題を抱えながら司書資格課程を運営するには、司書の意義を魅力ある授業をとおして学生に伝えていくことが大事であろうと筆者は考えている。しかし、現実には多くの大学で、課程担当教員数は限られており、専門外の科目も担当せざるを得ない。新しい省令科目で大学の独自性が反映できるようになったことを契機に、今後は、魅力ある授業作りの工夫について様々な情報交換ができると良いと願っている。

その意味からも、アイデア作りの材料として、本集会で紹介された2つの事例は大変参考になった。一つ目の国立国会図書館レファレンス協同データベースの活用例は、研修での利用例も紹介され、授業でも様々な工夫ができると感じた。二つ目の愛知図書館協会での研修の紹介は、現職者がどのような研修を受講しているのかを知る良い機会だった。どの研修にも実習が取り入れられており、充実した内容であることがうかがえた。

首都圏と関西に挟まれ、両方面にアクセスがよいものの、なかなか諸集会に参加することが難しい身には、愛知開催は大変ありがたいことだった。今後もこのように各地で集会が開かれ、情報交換ができると嬉しい。

2011年度第2回研究集会に参加して

渡邊 恵子

(三重県教育委員会事務局)

私の勤務する三重県では人事交流という形で司書だけでなく、教員、行政職が複数図書館に勤務し、司書と変わらない仕事に従事しています(逆に私は司書採用ですが現在は教育委員会に在籍しています)。また、司書も県立図書館、県立学校図書館の間で異動がありさまざまな現場を経験します。このように異動の多い職場のため、利用者に対するサービスの質の維持・向上のために、職場内教育(on-the-job training)等の必要性を強く感じており、今回研究集会に参加しました。ここでは特に、事例発表を中心に所感を述べたいと思います。

まず、愛知県図書館・新海氏の事例紹介は、よく考えられた研修プログラムで大変勉強になりました。レファレンス、児童サービス等はよく目にしますが、ITの基礎知識を学ぶ研修など、言われてみれば確かに必要(私も受講したい!)と思いました。また、基礎的な知識・技術が一通り学べるという点でも、特に職員が1・2名で運営しているような、職場内での研修が難しい小さな図書館では必要とされる研修会だと感じました。しかし、受講者アンケートの結果にもあったように、参加のきっかけは「個人の希望」との回答が多いにもかかわらず、参加に際しては「職務の調整」が大きな壁になっており、職員自身に研修会への参加意欲があっても参加しづらい状況は残念でなりません。特にこの研修をより必要としているであろう小さな図書館ではさらに状況が厳しいと推察されます。研修企画の難しい部分だと感じています。

また、国立国会図書館・兼松氏のレファレンス協同データベースについても大変参考になる情報を得ることができました。これまで、自己学習のために回答事例を参考にすることはありましたが、「研修環境」は利用したことがありませんでした。便利な機能であることがわかりましたので、これから活用したいと思います。お二方の事例は今後業務を行う上で参考になることばかりでした。

私自身は仕事をしながら夜間講習会(桃山学院大学にお世話になりました)で資格を取得しました。現在の講習会については近畿大学川原氏の講演にあったようにその成立の主旨からはずれているとしても、司書採用を行っている自治体の多くが司書資格を要件としている中、資格取得の方法が多様であることは大変ありがたいことでした。ただ、やはり半年足らずの講習会での勉強では心もとないところもあり、職場での研修の必要性を感じています。

これからは新課程で資格取得した方も含めると、より様々な経験をもった職員が同じ職場で働くことになります。その時に職場でどのような研修が必要かをこれからも模索していきたいと思います。

……… 参加者のアンケートから ………

回収できたアンケート 15名

質問1 協会会員・部会員かどうか

日本図書館協会会員・図書館学教育部会会員	11
日本図書館協会会員・図書館学教育部会非会員	3
日本図書館協会非会員	1
無記入	0

質問2 テーマの設定について

適切だった	12
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無記入	0

質問3 プログラムについて

適切だった	12
適切でなかった	0
どちらともいえない	0
無記入	0

質問4 内容について

	JLA会員 部会会員	JLA会員 部会非会員	日本図書館 協会非会員
適切だった	10	3	1
適切でなかった			
どちらともいえない	1		

質問5 今回の分科会に関するご意見

- ・愛知図書館協会研修のことを知ることができ、参考になりました。
- ・図書館学教育部会に参加するのは初めてでしたが、図書館の職員の参加割合がかなり少ないのに驚きました。もっと教育関係の方と図書館員とが交流して刺激し合えるとよいように思いました。
- ・愛知県ではあまり機会がなかったので、大いに続けてやってもらいたい。図書館職員の出やすい日に設定してほしい。
- ・非常勤で本務校を持たない科目担当者が、教育課程全体の問題、授業内容、評価等のことを考えるのに勉強になるようなテーマもあればよいと思いますが。
- ・全般的に時宜を得たテーマであり、かつ内容のある発表であった。

- ・養成、現場、研修と、バランスよくプログラムを組んでいただいたので、現在の概況がよくわかりました。
- ・最後の発表のスライドレジュメの文字がちいさすぎて読みにくかったので、拡大印刷をしてもらえると良かった。「広報研修」が行われているとは興味深い。

質問6 図書館学教育部会の活動全般に関するご意見

- ・九州、福岡での開催を希望します。
- ・新カリキュラムを効果的に展開するための議論をできるような内容もあればいい。
- ・せっかく教育部会の役員の皆さんが頑張っていただいているにもかかわらず、研究集会の参加者数が少ない。部会員の意識の問題というか、PRなどご一考を。
- ・ご尽力に敬意を表します。
- ・幹事の皆様には、大変お世話になりまして、ありがとうございました。大変有意義な一日を過ごすことができました。

お知らせ

部会報に掲載された記事等の著作権は著者に帰属します。著者みずからが、所属機関の機関リポジトリや自身のホームページ等で公開する際には、当部会の許諾を得る必要はありません。

2012年度 総会・第1回研究集会のご案内

日時： 2012年5月13日（日） 13：15 開始（12：45より受付）

会場： 三重県総合文化センター 中研修室

〒514-0061 三重県津市一身田上津部田1234 <http://www3.center-mie.or.jp/center/koutsu/main.html>

部会総会 13：15－14：15

予定している議題：

1. 2011年度活動報告
2. 2011年度決算報告
3. 2011年度監査報告
4. 2012年度活動計画
5. 2012年度予算案
6. その他

第1回研究集会 14：25－16：45

テーマ： 司書課程で情報技術の何をどう教えるか

新カリキュラムの必須科目として、図書館情報技術論という科目が新設されます。図書館業務とICTが不即不離の関係にある状況を踏まえ、本科目にはICTに関わる技術・知識が教授内容として盛り込まれています。ただ、図書館員に求められるICTの技術・知識と言っても、その解釈には非常に幅があるように思います。本研究集会では、科目内容について科目を担当する教員の方や図書館の現場の方からお話を伺うことを通じて、図書館情報技術論に期待する内容についての共通理解をはかることを目指します。

予定しているプログラム：

14：25－14：30 趣旨説明

14：30－14：50 講演(1)「図書館を動かす情報技術の学び：情報技術を使う心構えの養成」
河島茂生（聖学院大学）

14：50－15：10 講演(2)「司書課程における情報技術教育：椋山女学園大学の事例」（仮題）
福永智子（椋山女学園大学）

15：10－15：30 講演(3)「図書館に求められる情報技術：三重県立図書館の場合」（仮題）
井戸本吉紀（三重県立図書館）

（休憩10分）

15：40－16：40 質疑応答・意見交換

16：40－16：45 閉会挨拶・事務連絡

☆上記に参加ご希望の方は、5月10日（木）までに、下記の要領でメールにてお申込み下さい。

参加費： 教育部会員、三重県図書館関係者500円、その他JLA会員1,000円、非JLA会員1,500円

申込先： 梅花女子大学 瀬戸口 誠 (m-setoguchi@baika.ac.jp)

「お名前」「部会員か否か、否の場合、JLA会員か」「ご所属」を明記して下さい。

※詳しくは、<http://www.jla.or.jp/divisions/kyouiku/events/tabid/368/Default.aspx> をご覧ください。

編集担当 〒564-8680 大阪府吹田市山手町3-3-35 関西大学文学部 村上 泰子

Tel. 06-6368-0467 E-mail: yasuko@kansai-u.ac.jp